

## 第 11 回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・ 2023 年 3 月 13 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 57 分

於 町田市役所 3 階 会議室 3-1

- ・ 出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、手島、石井、水町——14 名
- ・ 欠席委員 0 名
- ・ 会議公開又は非公開の別 公開
- ・ 傍聴者数 0 名

午前 10 時 00 分開始

事務局 定刻になりましたので、ただいまから 2022 年度第 11 回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日、全員ご参加されています。審議会運営規則第 2 条第 2 項に基づき、審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件は、諮問 25 件、報告 2 件でございます。資料については、事前にお送りいたしました資料番号の 1-1 から 26 と、本日皆様の席に郵送していないものとして、資料 1-2、資料 18 の差替え、資料 26 の差替え、新しく配付させていただいたものとして、資料 27、資料 28、資料 A の追加分がございます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から 3 点、初めにご報告申し上げます。

1 点目でございます。資料 A の追加という本日お配りしたのですが、前回、第 10 回審議会の議題 1、2022 年度第 9 回情報公開・個人情報保護運営審議会報告案件（議題 12）の訂正及び補足説明についてという報告をいたしました。これに対しまして当審議会からの意見として市に提出したものでございます。ご確認ください。

報告の 2 点目でございます。資料 1-2 は、1 月の審議会で行われました秘密会部分の会議録でございます。そのため、これは非公開として取り扱っていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。また、今日の会議の終了後に回収させていただきますので、これはお持ち帰りにならずに、置いたままお帰りいただけますようお願い申し上げます。

3点目でございます。本日、町田市議会定例会文教社会常任委員会を開催中でございます。所管する課の管理職がそちらに出席をしております、本日の議題の中で管理職の出席を予定していたものの、出席できないという状況もあります。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

それでは、川野会長、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

それでは、議題の1、2022年度第10回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、資料1-1及び本日配付されました資料1-2の秘密会の部分、この2つでございますけれども、何かございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 よろしゅうございますか。それでは、これで確定させていただきます。

なお、資料1-2は回収ですので、机上に残しておいてください。よろしく願いいたします。

それでは、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部図書館長、中嶋と申します。

担当者 同じく廣瀬と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の2、「図書館施設再編」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「図書館施設再編」業務では、2020年に教育委員会が策定した効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランにおいて、施設の再編、サービス拠点の適正化が掲げられており、これに基づいてサービス圏域の重複や老朽化が進む図書館を対象に、集約、複合化、多機能化などの検討を行っています。このたび鶴川図書館の改修計画に向けて、地域の活動団体と運営の準備及び立ち上げを支援することになりました。なお、スケジュールの関係で一部の作業を始めさせていただいております。事後での登録となり、申し訳ございません。

3ページをご覧ください。

市民アンケートを調査する際に年代を収集するため、「生年月日」を追加するものです。

4ページをご覧ください。

地域の運営団体の支援やイベントの開催、運営業務を外部委託するため登録いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、生年月日の追加及び、鶴川図書館の運営計画作成及び改修計画等のために外部委託を行うということがございますので、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 防災安全部防災課長の宮坂と申します。

担当者 同じく担当係長、三野と申します。

担当者 同じく主事、山内と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 説明の前に訂正がございます。5ページ、6ページなんですけれども、同じ内容になっておりますので、申し訳ございませんが、5ページを削除してください。

それでは、資料3、「まちだ防災カレッジ」の業務登録についてご説明させていただきます。

「まちだ防災カレッジ」業務では、防災リーダーを育成するために、全市民を対象といたしまして、多様な機関と連携して防災知識の教育、防災活動のフォローアップに関する情報発信を実施いたします。そこで、セミナーやイベントを開催する上で個人情報収集のため、新たに業務登録をお願いするものでございます。

それでは、6ページから8ページをご覧ください。

6ページ、「まちだ防災カレッジ」でございます。こちらで開催する講座、講習、

訓練等イベント等を広く周知するため、ホームページ、インスタグラム、ツイッターを利用いたします。講師の情報などを掲載いたしますので、登録をいたします。

9ページをご覧ください。

講座、講習、訓練等イベント等の申込みをメールで受け付けるために登録をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、「まちだ防災カレッジ」業務の登録でございます。防災についての知識を普及するというところでございますので、望ましい行政の仕事だと存じますので、市長諮問どおり承認したいと思ひますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 児童青少年課学童保育係担当係長の栗山と申します。

担当者 同じく児童青少年課青少年係担当係長の渡部と申します。

担当者 同じく児童青少年課青少年係の中島と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料4、「学童保育」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について、2、「子どもセンター」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

「学童保育」業務では、今まで学童保育クラブ入会申請書などの各種申請書類を紙媒体で持参、もしくは郵送で受け付けておりましたが、保護者の利便性向上のため、2023年4月からオンライン申請を導入いたします。また、申請者から提供を受ける入会決定に必要な情報を他業務から収集することで、入会決定をより迅速に申請者へ通知するため目的外利用を追加いたします。

それでは、3ページをご覧ください。

目的外利用登録をするため、不足している項目として⑰「通学区域緩和制度利用・指定校変更・区域外就学の理由」、⑱「転入・転出・転居の予定」、⑲「就学希望校」

を追記いたします。また、「収集の目的」から⑭を削除いたします。これは、オンライン申請を利用する際に電子メールアドレスを収集するためです。

4ページをご覧ください。

学童保育クラブへの入会要件を確認するため、子ども総務課「児童手当（2012年創設）」業務から世帯状況に関する業務を収集いたします。学童保育クラブの入会や利用料金（育成料の判定）に保護者の状況確認が必要であるためとなります。

5ページをご覧ください。

学童保育クラブへの入会要件の確認のため、学務課「就学」業務から学籍に関する情報を収集いたします。学童保育クラブは、在籍する小学校の学童保育クラブに通うことが原則であり、その定員数の確認や希望者の把握のためとなります。

6ページ、7ページをご覧ください。

学童保育クラブの各種申請について、オンライン行政サービス、グラフアースマーケット申請システムを導入するための登録となります。

担当者 続きまして、8ページをご覧ください。

「子どもセンター」業務では、子どもの成長、発達の拠点、遊びの拠点、子育て支援の場を提供しており、利用対象は0歳から18歳の児童及びその保護者となります。現在、町田市では子どもセンター5館を直営、子どもセンターより少し規模の小さい子どもクラブ5館を指定管理にて運営をしております。今回、2023年7月に開館予定の小山田子どもクラブにつきまして、運営管理を委託するための外部委託登録を行います。

委託先は、NPO法人小山田ぷらっとホームこのゆびとまれです。委託する個人情報項目は既存の子どもクラブ5館と同様となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部障がい福祉課長の金子と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく福祉係長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく支援係担当係長の磯村と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、1、「手話通訳者等派遣」業務におけるコンピュータ処理等について、そして、2、「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務における個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「手話通訳者等派遣」業務では、聴覚障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する福祉サービスを提供しています。今までは手話通訳者、要約筆記者の派遣依頼をファクスと窓口提出で行っていましたが、利用者の利便性を図るため、インターネットからも申請できるよう、グラフィースマート申請システムを追加します。

3ページをご覧ください。

「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務では、障害者総合支援法における自立支援給付、児童福祉法における障害児通所支援に係る給付を行っています。今回提供する情報が増えたため、項目を追加するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしいですか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の6、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 文化スポーツ振興部文化振興課パークミュージアム担当課長の戸田と申します。

担当者 文化スポーツ振興部文化振興課博物館担当係長の齊藤と申します。

担当者 同じく文化振興課担当係長の大竹と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の6、「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

本業務は、芹ヶ谷公園芸術の杜の再整備プロジェクトとして、新たに建設する(仮称)国際工芸美術館を公園と一体的に整備するための総合的な検討を進めています。このたび新たに設置するアート体験棟の運営の参考とするため、町田市内及び近隣地域の工房の現状と今後の協力体制の構築の可能性に関する調査を行うことにいたしました。この調査は今月中に終了する必要があるため、1月から開始させていただいております。事後での諮問となり、申し訳ございません。

3ページをご覧ください。

調査項目として挙げている(3)の「社会的地位等に関する項目」について、業務の実態に合わせて記載の削除をいたします。

4ページをご覧ください。

2013年度に「博物館展覧会」業務にて町田市内の工房を対象に行った調査結果を参考とするため、目的外利用登録を行います。

5ページをご覧ください。

町田市内及び近隣地域の工房の現状と今後の協力体制の構築調査業務を外部委託するため登録いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部建築開発審査課長、武井と申します。

担当者 同じく建築指導係長の長谷と申します。よろしく申し上げます。

担当者 同じく建築開発審査課建築指導係主任の野里と申します。よろしくお願いたします。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料7、「民間建築物アスベスト台帳整備」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

「民間建築物アスベスト台帳整備」業務は、町田市内に存在する民間建築物の所有者や管理者に対し、建築物の吹付けアスベスト使用状況の報告を求めることにより、民間建築物アスベスト台帳整備に必要となる情報を収集、実態把握を行う業務に関する個人情報業務登録票の諮問です。

経緯でございますが、国土交通省通知により、民間建築物の所有者または管理者に対して当該建築物の吹付けアスベストの状況等について調査、報告を求め、対象建築物を把握するよう依頼されております。対象規模は、昭和31年から平成元年に工事着工された一定規模以上の建築物です。

3ページをご覧ください。

本業務では、建築物所有者特定のため、東京法務局から不動産登記情報を、アスベスト使用状況を把握するため、建築物管理者に対して建築物における吹付けアスベスト及び石綿含有吹付けロックウール調査結果報告書を、対象規模の建築物を把握するため、東京都都市整備局から建物の状況等データ、これらを他機関等から収集いたします。

4ページ目は、この業務で使用する個人情報の項目で、「氏名」「住所」「電話番号」「職業」「財産状況」「住居の間取り・図面」「土地の状況」「建物の状況」について取り扱います。

5、6ページは、コンピュータ処理等登録票です。所有者等から報告を受けるに当たり、報告書の郵送、持参だけでなく、東京都共同電子申請・届出サービス、ファクシミリを利用し、報告書をオンラインで受け付けいたします。

7ページは、個人情報外部委託等登録票です。東京都共同電子申請・届出サービスを利用するための登録票です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 本件につきましてご質問はありますか。

服 部 4ページのところなんですけれども、個人情報記録の項目の(3)、①「職業」、ここは何回も出てくるんですけれども、「職歴」のほうは抹消されていないんですが、以降で「職歴」は入っていないんですよ。これは収集されるご予定なんですか。

担当者 職歴は特に必要ないので、現在の情報だけが必要になりますので、職歴については削除したいと思います。

服 部 それでは、修正なさるご意向ということでしょうか。

担当者 修正をしたいと思います。

小 林 先ほど説明の中で一定規模以上というふうにおっしゃられましたね。町田にも随分古い建物があって、個人の家の人はこれが吹付けアスベストかどうかはなかなか判断できないと思うんですよ。普通で言えば。そういう意味で、一定規模というのはどれくらいのことを示しているのでしょうか。

担当者 延べ床面積が300平方メートル以上になりますので、住宅規模よりはかなり大きい面積になります。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

アスベスト台帳の整備ですので、慎重に行われることと思いますので、特に付言はいたしません。本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の8、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設整備課、田中と申します。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく主事の石亀と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料8、「循環型施設プロモーション事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更についてご説明させていただきます。

「循環型施設プロモーション事業」業務は、循環型施設整備事業の一環として、

施設整備に関するイベントや愛称の募集等により、環境問題への意識向上や施設に対して関心を持っていただき、末永く愛される施設とすることを目的としております。このたび町田市バイオエネルギーセンターの愛称決定に伴い、表彰式を実施し、その際に表彰者の写真を撮影するため、「容姿(写真)」の項目を追加するものです。

それでは、2ページをご覧ください。

個人情報業務登録票です。表彰式の様子を公開するために、(6)「心身等に関する項目」に「容姿(写真)」を追加します。

続きまして、4ページをご覧ください。

個人情報外部提供登録票になります。表彰式の写真を市ホームページや広報等にてイベントの写真を市民等へ公表いたします。

最後に、5ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票です。表彰式の写真をホームページに掲載するための登録です。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そういうことで、循環型施設というのでは分かりにくいので、愛称があると非常にいいということでございますので、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の9、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 財務部納税課長、中村と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく収納係長、守屋と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく収納係主任、長谷川と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料9、「市税収納」、「国民健康保険税 収納」業務における目的外利用についてご説明いたします。

「市税収納」、「国民健康保険税 収納」業務では、納めていただいた市税の確認

や納め過ぎた市税をお返しする還付業務を行っております。今回、市税の還付金を納税者へお返しする際に、公金受取口座登録制度を利用して口座情報を収集するため、目的外利用を登録するものです。公金受取口座登録制度とは、給付金等を受け取るための口座をマイナンバーに登録するものです。

なお、「市税収納」、「国民健康保険税 収納」業務はマイナンバーを利用する事務のため、取り扱いが変わると特定個人情報保護評価書を見直す必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しにつきましてはこの後の諮問でご説明いたします。

それでは、2 ページ、3 ページをご覧ください。

マイナンバーを利用して口座情報を収集するため、目的外利用を登録いたします。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、マイナンバーにより取得した個人情報を個人番号の利用事務で利用するというのでございますので、事務が速くなり、便利になるということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の 10 と 11、諮問 2 つ、一括で審議いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部生活援護課生活援護担当課長の中村と申します。

担当者 同じく生活援護課医療・介護係主任、宇佐美と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 10、「番号連携」業務における個人情報業務登録票の変更について、資料 11、「生活保護」業務における個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明させていただきます。

資料 10 をご覧ください。

医療機関等の窓口にある読み取り機にマイナンバーをかざすと、保険証の代わりに保険資格を確認することができるようになりました。これは「オンライン資格確認」といいます。この制度を利用するため、登録票を変更するものです。

3 ページをご覧ください。

医療機関に提供する項目が増えるため、項目を追加しました。

続きまして、資料 11 をご覧ください。

「生活保護」業務では、生活保護受給者が医療機関を受診する際に、健康保険証の代わりに使用する医療券を紙で発行しています。この医療券は毎月新しいものを発行し、健康保険証と同様に医療機関への提示が必要になります。このたび国の制度改正により、生活保護受給者においても、健康保険証と同じくマイナンバーカードを使用することで各医療機関のオンライン資格確認システムで生活保護受給資格の確認をすることが可能になり、医療券を持参しなくても受診することが可能になります。現在は導入に向けた準備期間で、実際は 2024 年 3 月頃に開始する予定です。今回の諮問では、オンライン資格確認システムの導入に向けて、準備段階でも個人情報を取り扱うため登録するものです。

2 ページから 3 ページをご覧ください。

「番号連携」業務、「生活保護」業務、双方の目的外利用の登録票です。今回の登録に伴い、取り扱う個人情報の項目に不足があったことから、「氏名」「住所」「性別」「生年月日」を追加しました。また、今回のマイナンバーカードによるオンラインでの生活保護受給資格の連携に伴い、医療機関を追加し、目的外利用登録を行うものです。

4 ページをご覧ください。

東京都社会保険診療報酬支払基金への外部委託等登録票を見直したところ、実態と合っていない部分があったため、修正いたします。

なお、今回諮問している「生活保護」業務はマイナンバーを利用する業務のため、オンライン資格確認について特定個人情報保護評価書を見直しする必要がございます。特定個人情報保護評価書の見直しについては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 議題の 10、11 につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

要するに、マイナンバーカードの保険証化について、生活保護の場合も同等に扱うということ、また、まだ法律ができていけませんので実行するのは先のことだと思

いますが、その準備段階においても個人情報扱うということでございますので、この諮問になったわけでございます。

ということで、まず、議題の 10、各課共通の部分につきまして、市長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長、固定資産評価審査委員会委員長、病院事業管理者、市議会議長、以上の諮問どおり承認したいと思います、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、生活保護の部分、議題の 11 について市長諮問どおり承認したいと思います、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の 12、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 いきいき生活部保険年金課長、武藤と申します。

担当者 同じく担当係長、香川と申します。

担当者 同じく係長、大橋と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 12 をご覧ください。

1、「国民健康保険被保険者資格」、「国民健康保険税賦課」、「国民健康保険医療給付」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について、2、「国民健康保険葬祭費支給」、「国民健康保険出産育児一時金支給」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について、3、「国民健康保険不当利得」業務における個人情報業務登録票の変更についてご説明させていただきます。

それでは、資料の 2 ページから 4 ページをご覧ください。

「国民健康保険被保険者資格」、「国民健康保険税賦課」業務では、令和 3 年 10 月から開始されたオンライン資格確認を行うために必要な情報を収集するため登録いたしました、見直したところ、登録内容が実態と合わない部分があったので、過不足なく適切な項目が登録されるよう修正を行うものでございます。

5 ページをご覧ください。

「国民健康保険医療給付」業務では、公金受取口座登録制度の利用が開始されるため、登録を更新するとともに、既存の登録に実態と合わない部分がありましたので、適切な表現になるよう整備いたします。

6ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、実態と合っていない部分がありましたので修正いたします。

7ページから16ページをご覧ください。

「国民健康保険葬祭費支給」業務及び「国民健康保険出産育児一時金支給」業務は、マイナンバーの利用が可能になったため、新たに「個人番号」を収集いたします。

9ページと14ページをご覧ください。

公金受取口座登録制度を利用して口座情報を収集するための目的外利用登録になります。

10ページ、11ページ及び15ページ、16ページをご覧ください。

本人が通知カードやマイナンバーカードを所持せず、個人番号が不明の場合、または個人情報の真正性に疑義がある場合に、対象者の個人番号を確認するため目的外利用登録を行います。

17ページをご覧ください。

「国民健康保険不当利得」業務では、国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険証で医療機関等を受診した場合に発生する、国民健康保険の給付分である7割から8割を返還していただく手続を行っています。今回、既存の登録に実態と合わない部分がありましたので、適切な表現になるよう整備するとともに、必要な登録票を追加いたします。

18ページ、19ページ、23ページ、24ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、実態と合っていない部分があったため、収集する個人情報の項目を修正いたします。

20ページから22ページ、25ページ、26ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、登録がなかったため、新規で登録するものでございます。

なお、今回諮問している「国民健康保険被保険者資格」、「国民健康保険税賦課」、

「国民健康保険医療給付」、「国民健康保険葬祭費支給」、「国民健康保険出産育児一時金支給」、「国民健康保険不当利得」業務はマイナンバーを利用する業務のため、公金受取口座登録制度、オンライン資格確認について、特定個人情報保護評価書を見直す必要がございます。特定個人情報保護評価書の見直しにつきましては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく申し上げます。

議題の 13、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民課担当課長、鈴木と申します。

担当者 同じく住民記録係担当係長、吉川と申します。

担当者 同じく住民記録係主任、鹿又と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 13、「住民基本台帳」業務の個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

「住民基本台帳」業務では、2023 年 2 月 6 日から全国的に引越しワンストップサービスというサービスが開始されたことに伴い、町田市から他市町村に転出する方、町田市内で転居する方、他市町村から町田市に転入する方がマイナポータルぴったりサービスを利用し、電子申請で手続を行うことができるようになりました。既にサービスが開始されており、諮問が遅れて申し訳ございません。

なお、住民基本台帳事務はマイナンバーを利用する業務のため、個人情報の取扱いが変わると特定個人情報保護評価書を見直す必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しについては後の諮問でご説明いたします。

それでは、4 ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、個人情報記録の項目、(2)「思想・信条等に関する項目」の「趣味・嗜好」及び(6)「心身等に関する項目」の「妊娠」がなかったため、項目を追加いたしました。

5ページをご覧ください。

マイナポータルびったりサービスのシステムを使うため、コンピュータ処理等を登録します。転出手続については、来庁せず、電子で手続きが可能です。転入・転居につきましては来庁が必要ですが、窓口での受付時間が短縮できるため、市民の利便性が向上いたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これもまた番号連携ということで、マイナポータルびったりサービスを利用した申請を受け付けることによって、住民の側にはより利便性を高めるということがございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の14、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 介護保険課長、黒澤でございます。お願いいいたします。

担当者 同じく係長、岡と申します。よろしくお願いいいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の14をご覧ください。「介護保険給付管理」、「介護保険被保険者管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

資料の4ページ、8ページをご覧ください。

登録票を見直したところ、収集する個人情報の項目が不足していたため、「介護保険被保険者管理」及び「介護保険給付管理」業務の(3)「社会的地位等に関する項目」に「加入年金」を、「介護保険給付管理」業務の(5)「財産・収入に関する項目」に「保険給付状況」を追加登録いたします。

続きまして、資料の5ページ、9ページをご覧ください。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」）が施行され、介護保険料の還付、保険給付費の支給において、マイナポータルを通じて登録された公金受取口座を利用することが可能となりました。申請者からは受取口座として利用希望があった際に、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により公金受取口座情報を取得するため、項目を追加いたしました。

また、既存の登録に実態と合わない部分がありましたので、その項目を削除いたしました。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。

マイナポータルぴったりサービスを利用して収集する個人情報の項目が不足していたため、項目を追加いたしました。

なお、今回諮問している「介護保険給付管理」、「介護保険被保険者管理」業務はマイナンバーを利用する業務のため、公金受取口座登録制度、マイナポータルぴったりサービスについて特定個人情報保護評価書を見直しする必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しについては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

こちら、番号連携により公金受取口座として登録されている口座情報を収集する、業務の実態に合わせた修正ということで、介護保険の利用者にとってより利便性を高めるということでございますので、本件について市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の15、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども総務課手当・医療費助成係担当係長、寺田と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 15、「児童手当（2012 年創設）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用についてご説明いたします。

「児童手当（2012 年創設）」業務では、児童手当受給者より同意を得て、未納となっている学校給食費に充てることができるようになりました。そのため、目的外利用を追加いたします。

また、登録票を見直したところ、実態と合っていなかったため修正いたします。

3 ページ目をご覧ください。

(4)「成績・資格等に関する項目」の「各種資格」は、弁護士の情報を収集していたのですが、登録がなかったため追加いたします。

(5)「財産・収入に関する項目」の「学校徴収金（給食費）」は、給食費の金額について収集するため追加いたします。

4 ページ、5 ページをご覧ください。

4 ページは、保健給食課が管理する学校徴収金（給食費）の情報を取得するため、5 ページは児童手当の受給状況を「学校給食」業務へ提供するための目的外利用登録です。

6 ページをご覧ください。

「児童手当」に関わる申請をマイナポータルぴったりサービスから行う際に、学校給食の未納に充てることの同意を得るため、個人情報の項目に追加いたします。

なお、今回諮問している「児童手当（2012 年創設）」業務はマイナンバーを利用する業務のため、マイナポータルぴったりサービスについて特定個人情報保護評価書を見直しする必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しについては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件も学校給食費の児童手当からの徴収を始めるということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いたします。

では、ここで5分間休憩いたします。

午前 10 時 52 分休憩

午前 10 時 57 分再開

会 長 それでは、再開します。

議題の 16、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部保育・幼稚園課支援係担当係長、門間と申します。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 ご説明する前に訂正がございます。資料 16 の 5 ページをお開きください。

真ん中がございます「利用・提供の目的又は理由」の欄に追加した、波線の「延長保育長減免対象者」の「延長保育長」を「延長保育料」に訂正いたします。申し訳ございません。

それでは、資料 16、「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務では、未就学児の保育所等入所及び保育料減免等を決定しております。今回諮問するのは、延長保育料減免対象者の情報についてとマイナポータルびったりサービスの利用についてです。

最初に、延長保育料減免対象者の情報についてご説明させていただきます。利用者負担額が生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方について、延長保育料を減免する制度がございます。延長保育料減免対象者の情報を今まで保育園等にはお伝えせず、保護者自身が市から送付された通知を持参し、所属する園に申請しておりました。しかし、保護者が市から送付された通知を提出するのが遅くなってしまうケースがあり、なおかつ保育園等も対象者を知らないため、すぐに減免の対応ができず、その都度保育園等がさかのぼって減免の対応をしておりました。今回、事前に延長保育料減免対象者の情報を共有することで、保育園等の事務が円滑に進むこ

とができます。

5ページをご覧ください。

既に登録されている外部提供登録票になります。「利用・提供の目的又は理由」の欄に「延長保育料減免対象者」を追加しました。延長保育料減免対象者の該当者という情報のみ提供いたします。

引き続き、7ページをご覧ください。

マイナポータルぴったりサービスを利用し、「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務に伴う申請書について、オンラインで受け付けするためコンピュータ処理等を登録いたします。

なお、今回諮問している「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務はマイナンバーを利用する業務のため、マイナポータルぴったりサービスについて特定個人情報保護評価書を見直しする必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しについては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 この後の審議ですが、説明員の都合により先に議題の 18 からお願いします。18 を先に、その後、17 ということでお願いいたします。

会 長 では、議題の 18 になります。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 皆さん、こんにちは。財務部資産税課長、伊奈と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく管理係担当係長の安倍と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく家屋償却資産係、森と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 最初に、本日机上に配付させていただきました資料 18 の差替えをお手元にご用

意ください。差替えとなります。

さらに、差替えたものの訂正をお願いしたい箇所がございます。5ページをお開きください。

5ページ、左上の「業務の名称」と「利用・提供先の業務の名称」が逆になっておりました。申し訳ございません。入替えをお願いいたします。

それでは、資料18、1、「罹災証明書交付」業務の業務登録について、2、「固定資産税・都市計画税賦課」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更についてご説明させていただきます。

「罹災証明書交付」業務は、罹災者から提供いただきました罹災証明申請書に基づき、建物の損害状況を確認して罹災証明書を交付する業務でございます。このたびマイナポータルぴったりサービスを利用して、電子申請で受け付けを開始いたします。罹災証明書の交付は、今まで「固定資産税・都市計画税賦課」業務の一部として行ってまいりましたが、業務の内容や取り扱う個人情報の項目を見直し、今回、別業務として登録させていただくことといたしました。

3ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「申請者」「罹災世帯の構成員」「罹災家屋の所有者」になります。

5ページをご覧ください。

罹災証明書の交付要件の確認を行うため、「固定資産税・都市計画税賦課」業務から目的外利用登録を行います。

続きまして、6ページをご覧ください。

評価・課税システムを利用して、建物の間取りや状況を収集いたします。

続きまして、7ページをご覧ください。

被災者生活再建システムを利用して、罹災証明書を交付するためコンピュータ処理等を登録いたします。

続きまして、8ページをご覧ください。

マイナポータルぴったりサービスを利用し、罹災証明書をオンラインで受け付けいたします。

続きまして、9ページをご覧ください。

「固定資産税・都市計画税賦課」業務で利用している評価・課税システムを見直

したところ、「住居の間取り・図面」の項目が不足しておりましたため、追加させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1つ戻りまして、議題の17になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所保健予防課保健対策担当課長の川瀬と申します。

担当者 保健所保健予防課母子保健係主任の今井と申します。

担当者 同じく主事の菊池と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料17、「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」、「母子訪問指導」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。  
2ページをご覧ください。

「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」、「母子訪問指導」業務では、国の政策で2023年3月から、妊娠期から出産・子育てまで、相談、経済的支援を一体とする出産子育て応援交付金事業が開始されたので、登録するものでございます。また、申請者がオンラインで面談などの予約ができるオンライン行政手続システムを導入いたします。

それでは、3ページから5ページ及び9ページから11ページをご覧ください。

これにつきまして、「出生」及び「病名」について、これまでも登録業務で収集しておりましたが、登録されていなかったため追加いたします。

6ページ、12ページをご覧ください。

市民の利便性向上のため、乳幼児健診の日程変更、出産前・出産後の経済的支援申請をオンライン申請で行えるよう追加するものです。

7 ページ、13 ページをご覧ください。

妊婦の利便性向上のため、妊娠届、出生通知票をオンラインで提出できるように、マイナポータルびったりサービス（オンライン申請）を登録いたします。

なお、今回諮問しています「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」、「母子訪問指導」業務はマイナンバーを利用する業務のため、マイナポータルびったりサービスについて特定個人情報保護評価書を見直しする必要があります。特定個人情報保護評価書の見直しにつきましては後の諮問でご説明いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

服 部 瑣末な確認かと思いますが、6 ページの登録票の備考で、「③は、1・2・3・4・5・6・7・10・12」という、このページの12というのは空欄なんですけれども、ここを指していますか。

事務局 すみません。ご指摘のとおり、12 は空欄になっておりますので、そちらは削除でお願いいたします。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、その訂正を踏まえて内容について、乳幼児健康診査の予約変更業務をオンライン化する、出産・子育て応援交付金事業のオンライン化をする、そういったことが基本でございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の19 から26 までの諮問を一括で審議したいと思いますが、最初に事務局からお願いいたします。

事務局 この後の諮問の流れについて、簡単に事務局からご説明させていただきます。

議題19 から議題26 まで、特定個人情報保護評価書についての諮問となります。

大きく分けて、1、予防接種に関する事務の変更、2、マイナポータルびったりサービスを利用するための事務の変更、3、公金受取口座登録制度を利用するための事務の変更、4、オンライン資格確認を利用するための事務の変更の4つになります。説明につきましては、この4つの内容ごとにまとめてご説明をさせていただきます。

ければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所保健予防課の清水と申します。

担当者 同じく保健予防課の松村と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 最初に、本日机上配付いたしました資料 26 の差替えのほうをご覧ください。

それでは、資料 26 差替え、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「予防接種事務」）についてご説明をさせていただきます。

社会保障税番号制度では、市町村が個人番号を含む情報を保有しようとするときには特定個人情報保護評価書を作成し、それに基づき、情報システムを構築するよう定めております。今回の諮問については、公表済みの予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に追加が生じたため、評価の再実施を図るものです。

なお、諮問書に記載されている母子保健事務については、予防接種事務と変更内容が異なるため、後ほどご説明させていただきます。

それでは、ご説明いたします。

予防接種事務において国の新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めるに当たり、市民の利便性及び事務効率の観点から、次の取り扱いが変更になりました。

1 点目、国のワクチン接種記録システムを利用した新型コロナワクチン接種証明書の電子交付が可能になりました。

2 点目、新型コロナワクチン接種証明書のコンビニエンスストアでの交付が可能になりました。

3 点目、町田市へ転入された方について、個人番号により転入前自治体のワクチン接種記録の照会が可能になりました。

以上 3 点の変更による評価書の見直しを行います。

16 ページをご覧ください。

評価書の変更としては、システム 2、ワクチン接種記録システムの中に電子申請受付・電子交付の実施、コンビニ交付の実施を追加いたしました。

続いて、20 ページ、21 ページをご覧ください。

今回追加された事項を反映した予防接種事務の個人情報の流れを図解しています。その他、国のシステムにおける管理機能などについて、実情に合わせて記載を変更しました。

詳細については、62 ページ以降の変更箇所の一覧をご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 では、まず、資料 26 差替えの部分、予防接種の部分についてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、また何かありましたらその次にさせていただきます。

続きまして、マイナポータルぴったりサービスの部分についてのご説明をお願いいたします。資料は、22、23、24、25 ですね。

では、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民課住民記録係主任、鹿又と申します。

担当者 子ども生活部子ども総務課手当・医療費助成係担当係長、寺田と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 22、資料 23、資料 24、資料 25、資料 26 差替えをお手元にご用意ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価についてご説明させていただきます。

これからご説明するのは、マイナポータルぴったりサービスの利用開始に当たり、個人番号利用事務の流れに変更が生じるため、特定個人情報保護評価書への修正等を行うものです。

なお、マイナポータルぴったりサービスとは、サービス検索電子申請機能を利用し、行政手続をオンラインで行えるサービスです。

資料 22 の「住民基本台帳事務」では、転出届、転入及び転居予定連絡を受け付けております。

資料 23 の「介護保険事務」では、介護保険負担限度額認定申請、介護保険福祉用具購入費支給申請などを受け付けております。

資料 24 の「児童福祉事務」「乳幼児医療費助成事務」「義務教育就学児医療費助成

事務」「高校生等医療費助成事務」では、口座振替依頼書や各医療証の申請などを受け付けております。

資料 25 の「子ども・子育て支援事務」では、保育施設等の利用申込書などの申請を受け付けております。

資料 26 差替えの「母子保健事務」では、妊娠届と出生届の申請を受け付けております。

主な変更点としては、マイナポータルぴったりサービスの利用開始に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムを追加します。

サービス検索・電子申請機能とは、住民向け機能として、市民が自身の受けられるサービスを検索し、申請できる機能と、地方公共団体向け機能として、地方自治体が市民の申請データを画面で確認、または受信できる機能を有しているシステムです。

申請管理システムとは、市民が申請したデータを取得管理し、既存のシステムに連携するシステムです。

その他細かな修正については、それぞれの評価書に変更履歴が記載されておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それでは、このマイナポータルぴったりサービスの部分についてご質問はありますでしょうか。

石 井 このマイナポータルぴったりサービスというのが始まると、結局、市民としては、今まで窓口まで来なければいけなかったことがマイナポータルの画面でできるようになるということだと思うんですが、今いろいろサービスの種類を何種類かお話しいただきましたけれども、そのサービスは実際にはいつから市民は使えるようになりますか。

担当者 制度ごとに異なる部分があるかと思うんですけれども、例えばこの資料 22 の住民基本台帳事務、転出届、転入及び転居予定連絡については、2023 年 2 月 6 日から利用が可能になっております。

石 井 じゃ、そうすると、今いろいろ何種類が挙げていただいたもので、もう既に運用されているものもあり、まだ運用が開始するのはしばらく先になるものもあるということですか。

事務局 おっしゃるとおりで、始まっているものは既に始まっておりまして、ちょっと諮問のほうが遅れてしまっているんですが、これから運用を開始するものもございません。

会長 ほかにご質問はありますか。

それでは、何かご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、また何かありましたら、次で。

続きまして、3番目、公金受取口座の登録についてご説明をお願いいたします。

資料は、19、21、23、26ですね。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 財務部納税課収納係長の守屋と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 保険年金課、柳川と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 介護保険課、岡と申します。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料19、資料21、資料23、資料26 差替えをお手元にご用意ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価についてご説明させていただきます。

これからご説明するのは、公金受取口座登録制度を利用する際に、個人番号利用事務の流れに変更が生じるため、特定個人情報保護評価書への修正を行うものです。

なお、公金受取口座登録制度とは、給付金などを受け取るための預貯金口座、公金受取口座を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

資料19、「地方税務事務」、資料21、「国民健康保険事務」、資料23、「介護保険事務」、資料26 差替え、「母子保健事務」は、還付金や給付金の業務があるため、公金受取口座登録制度を利用して速やかに還付金や給付金のお支払いを行います。

主な変更点としては、事務の概要及び法令上の根拠を追加しております。詳細については変更履歴をご確認ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、この公金受取口座の登録に関連してご質問はありますか。

服部 ちょっと教えてください。資料19の変更履歴のところを見ていまして、128ページ、129ページで、例えば128の一番最後のところは令和4年3月16日の変更なんですが、説明のところは重要な変更該当するので、事前に提出・公表を行うとい

う形になっているんですが、提出時期は事後となっていますよね。この後も事前提出・公表なんですけど、提出時期は事後という表記なんですけど、これはこのままでそ  
ごがないというふうに理解して読むべきなんですか。

ちなみに、130 ページに移りますと、事前に提出・公表で、提出時期、事前になっていますよね。

担当者 P I A ですので、事前に市民のほうへの公開をかけておりますので、その審議等は終わっております。

事務局 128 ページ、129 ページについては去年の変更になります。服部委員のご指摘は、提出時期とその説明が合っていないというご指摘でしょうか。

服 部 読み方がこれで正しければその説明をしていただければよく、一見すると矛盾しているように読めるので、そのあたりの説明をしていただきたいなと思ったものです。

事務局 ご指摘の部分については、過去の変更ですので既に公表しているものにはなるんですけれども、いま一度確認させていただいて、左右で矛盾がないように表記を改めたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

会 長 ほかにご質問はありますか。

長い資料でございますので、また問題があったときは適宜訂正していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。

では、その確認ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、4 番目、オンライン資格確認について、資料 20、21 になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 いきいき生活部保険年金課担当係長、柳川と申します。

担当者 地域福祉部生活援護課医療・介護係主任、宇佐美と申します。よろしく願いします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 20、資料 21 をお手元にご用意ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価についてご説明させていただきます。

これからご説明させていただくのは、オンライン資格確認の利用開始に当たり、個人番号利用事務の流れに変更が生じるため、特定個人情報保護評価書への修正等を行うものです。

なお、オンライン資格確認とは、医療機関受診時に医療機関のシステム上で加入している健康保険等の資格情報が確認できるシステムになります。

資料 20 の「生活保護事務」では、医療機関等が生活保護受給者の病気やけがなどで医療機関等にかかるための費用を扶助する資格があるかを確認するために利用します。

資料 21 の「国民健康保険事務」では、医療機関等が健康保険等の加入や脱退の届出を忘れていた場合でも、正しい資格情報を確認するために利用します。

主な変更点は、法令上の根拠とシステムの追加になります。詳細は特定個人情報保護評価書の変更履歴をご確認ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 それでは、オンライン資格確認についてご質問はありますか。あるいはこれまでの全般についてでも結構ですけれども、漏れた質問がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

では、全体につきましてご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

いずれにいたしましても、個人番号の使用についていろいろな形で改正を行いますので、遺漏のないように万事万端整えていただけたことと存じておりますけれども、市役所全体、協調して、新しい状況に十分に対応していただけるようお願いしたいと思います。

ということで、各議題の確認でございますけれども、数字の順番でまいります。

まず、議題の 19、「地方税務事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 20、「生活保護事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題 21、「国民健康保険事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 22、「住民基本台帳事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 23、「介護保険事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 24、「児童福祉事務」「乳幼児医療費助成事務」「義務教育就学児医療費助成事務」「高校生等医療費助成事務」について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 25、「子ども・子育て支援事務」について市長諮問どおり承認させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、最後になりますが、議題の 26、「予防接種事務」「母子保健事務」について市長諮問どおり承認させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

これをもちまして、全部承認させていただきました。どうもご苦労さまでございました。よろしく願いいたします。

これをもちまして、議題の 19 から 26 まで終了させていただきます。どうも皆さま

ん、お疲れさまでございました。

続きまして、議題の 27、個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（eラーニング）の実施についての報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 市政情報課の板橋と申します。よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 資料 27、個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（eラーニング）の実施について報告させていただきます。

職員の情報セキュリティに関する知識と意識水準を高めるため、今年度も全職員に対する情報セキュリティ研修を実施いたしました。

期間は 2023 年 1 月 31 日から 2 月 28 日の間で実施し、受講者数は各課の職員と市立小・中学校の教職員の計 5,376 人になります。

研修内容については、個人情報保護及び情報セキュリティに関する 10 問の問題についてそれぞれ 3 つの選択肢から選び、回答する形式で行いました。今年度は改正個人情報保護法や情報セキュリティに関わる問題を重点的に出題いたしました。

出題と選択肢の例は下段に記載のとおりになります。もし回答が気になる方がいらっしゃいましたら、帰りがけに事務局職員までお問い合わせください。

報告は以上になります。

会 長 本件についてご質問はありますか。よろしいですか。

では、eラーニングを行ったということでございまして、報告どおり承認いたします。

続きまして、議題の 28 でございます。

議題の 28、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局、説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 総務部市政情報課の芥川です。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 私からは議題 28 についてご説明いたします。

本日、2 点ご報告させていただきます。

まず 1 点目ですが、個人情報ファイル簿の作成についてです。委員の皆様にご共有していただくために、抜粋したものをご用意しました。資料 28 をご覧ください。

ださい。こちらは、「住民基本台帳」業務の個人情報ファイル簿です。

まず、1 ページ目です。こちらは、現行の個人情報登録簿の1号様式に相当するものになります。左の列に項番が振ってあります。1番が個人情報ファイルの名称、3番が所管課、4番に個人情報ファイルの利用目的を記載しています。5番がたくさんあるのですが、こちらは個人情報の取り扱い項目になります。業務で取り扱う項目があれば、右欄のほうに丸印がつけられるような形です。お配りした資料は紙面の都合により途中省略しています。

そして、その5番の下から2行目をご覧いただきたいのですが、(6)「心身等に関する項目 犯罪被害」というところがあると思います。こちらの項目は、文字の隣に「※」を振っています。これは、要配慮個人情報に当たることを示しています。要配慮個人情報を取り扱う場合には、項番の8番の欄に丸がつきます。

その下、9番の項番については、記録情報の経常的提供先とありますが、こちらについては2ページから4ページに別紙をつけています。

そして、飛びますが、13番以下については、町田市では匿名加工情報の提案募集は、当面実施しない予定ですので、「実施しない」というふうになっています。また、条例要配慮個人情報についても判定していませんので「なし」としています。

ページを開いていただいて、2ページと3ページをお開きください。

こちらは、現行の個人情報登録簿の5号様式に相当します。2ページが目的外利用登録票、3ページが主に外部提供登録票の内容となります。

個人情報保護法では、実施機関が異なる場合は外部提供に当たりますので、市長部局から教育委員会に情報を提供する場合は、外部提供として3ページ目に整理しています。

4ページをお開きください。

こちらは、現行の個人情報登録簿の12号様式に相当します。

資料の説明は以上です。

次に、2点目の報告として、市民委員の公募結果をお伝えします。

2月2日正午から2月19日まで町田市イベントダイヤル及びイベントシステムにて募集を受け付けました。定員4名のところに13名から応募があり、抽選プログラムでの抽選を実施しました。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

会 長 本件についてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、このような形で個人情報ファイル簿が作られるということ、それから、公募委員の話について、順調に進んでいるということでございます。ここまですろしゅうございましょうか。

では、最後になりますが、議題 29、その他でございます。

まず、事務局、お願いいたします。

事務局 今回の第 11 回の審議会議事録の確認についてです。

これまで議事録につきましては、次回、翌月の審議会の際にご確認、ご承認いただいていたのですが、今回の議事録につきましては郵送でお送りいたしますので、書面で確認いただければと思います。事務局のほうで準備ができ次第送付いたしますので、委員の皆様におかれましてはご確認いただき、ご修正、追加事項等ございましたら、メールもしくはお電話でその旨ご連絡いただきますようお願いいたします。その結果、修正等が完了いたしましたら、それをもって確定とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

会 長 ということで、議題は終了いたしました。

最後になりましたが、条例の改正に伴いまして審議会の構成が変わりますので、1 か月繰り上げて、今月をもって本委員の任期が終了することになりましたので、最後に皆さん方から一言いただきたいと思っております。

申し訳ございませんが、水町委員から順番に、最後、手島委員ということでお願いしたいと思います。では、水町委員、よろしく申し上げます。

水 町 いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

石 井 2 年間、どうもありがとうございました。いろいろお勉強させていただくことが多くて、大変ためになった 2 年間でした。どうもありがとうございました。

小 林 私のほうは 8 年間お世話になりました。消費生活センター運営協議会を代表して来ておりますので、この報告書なんかも都度、毎月 1 回、委員の皆さんに見せておりました、この本文じゃありませんけれども、そういう中でいろんな質問が出てきます。それは、それだけ市民が行政に対して関心を持っているということにつながるのだと思います。

本審議会の本筋からちょっと外れた質問をたくさんして、皆さんに迷惑をかけたと思っておりますが、これからも行政としてはきちっと個人情報を守っていくようにして

いただき、かつ私も今後とも市のいろんな施策に引き続き関心を持ちながら見つめていきたいと思えます。長い間、ありがとうございました。

向中野 お疲れさまです。行政機関は個人情報を取り扱う機会が多いと思えますし、大変だと思えますが、厳正にやられていることがここで確認できたなと思っております。引き続き留意されて、よろしく願います。ありがとうございました。

嘉藤 私もかなり長期間就任しておりますけれども、ここまで徹底して市民の目に触れた上で個人情報の管理をチェックしている機関は恐らくほかにはなかったかと思えます。法改正もありまして、その形は変わってくるわけですけれども、引き続き個人情報の取り扱いに留意して、今後もよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

服部 私も長くやっていますが、毎回毎回勉強させていただいているという状況で、特に役所の中でこんなふうな個人情報が流通している、流れている、共有されているという実態は市役所の外にいるとなかなか分からないことだったので、本当に中に入ってみて、つぶさに分かる場所が見えてきたという感じでございます。

これからも毎回勉強の続きかと思えますけれども、なかなかそういった情報のやり取りが今度は市民から見えにくくなるという様子がございますので、どうぞ役所の皆様にはその点もさらに留意されて、情報を取り扱っていただければと存じます。ありがとうございました。

島田 島田でございます。昨日ですか、大分長くなりましたので、市長からの委託書をチェックしてみましたら、ちょうど12年間務めさせていただきました。随分長くなりました。その間、私も大変高齢化しまして、今回で卒業させていただくことにいたしましたわけでございます。

嘉藤委員もおっしゃったように、全国的に町田市の自治体は個人情報保護審議会活動を中心に非常に活発であるということについては、私はほかに例を知らないわけでありまして。特に特徴としましては、職域代表の市民の方が多く参加されているということ、それから、1年に11回やっているところはほかにないんじゃないかと。この2点が特徴で、実に活発で、私も楽しく12年間を過ごさせていただきました。

会長を初め委員の方はもとより、事務局も僕は大変しっかりしている事務局だなというも感心しておりました。長い間どうもありがとうございました。

鶴 田 毎回勉強させていただくとともに、自分の勉強の足りなさを自覚しつつこの会に参加していました。市民の目線から情報の適正な管理というものをきちんとチェックしなきゃと思いつつこの会に臨む反面、余りチェックが厳し過ぎると、まさに行政の事務局とか、その他所轄の部局の足かせになってしまって、かえって円滑さ、スムーズさが失われて、それが逆に市民のためにならないというようなこともあるのかなと思いつつ、その葛藤の中でこの審議会には臨んでいました。

今後は月1回の開催ではなくなって、そういう意味では行政活動の足かせが取れて、すごく行政はやりやすくなるのかなと思う反面、そこでチェックの機能が失われることによって情報の漏洩とか、管理の不適正が増えてしまうとよろしくないということで、また制度改正に針が振れてしまうのかなと思うので、そのあたりをぜひ気をつけて、今後も情報の管理に取り組んでいただければと思います。どうもありがとうございました。

佐 藤 私も長く委員を務めさせていただきまして、ありがとうございました。

職員の皆さんがそちらに来て説明する緊張感、何となく伝わってきますし、それをもって、先ほど服部委員もおっしゃっていましたが、かなり町田市は優秀な体制・組織を作られているんじゃないのかなということで、私も経済団体の中で動いておりますので、事業者のほうにはこういった形で、また法も変わるということも踏まえてお知らせしていきたいと思っております。

先週ですけれども、町田の中の大手の製造業、海外にも進出している方がサイバー攻撃を受けまして、ネットでも今大騒ぎで、補償問題で大変な状況になっています。こういったことも踏まえながら、町田市の別の部署の方ともご相談させていただくことがあろうかと思えます。本当に長い間ありがとうございました。

中 町田市町内会・自治会連合会から来ております中と申します。本当に長い間お世話になりました。

私ども、いかにして単一町内会、あるいは連合会としてもそうですけれども、情報の共有という言葉は常々話しているんですけれども、じゃ、その中でどれだけ本当に個人情報を守りながら運営していくかというのはなかなか困っているところなんです。この期の変わりに、各町内会では名簿を作ろうかということに動いたり、あるいはもう名簿は一切なくそうよという話になっていまして、この辺を今後どういうふうにしていくのか、みんなでもた相談しながら、皆さんが情報共有といいます

か、いざというときにどうするかということも含めて検討していきたいということで、その前にこういう勉強をいろいろさせていただいたので、そういうものもまた役立たせていければなと思います。ありがとうございました。

渡 邊 私は今年の5月からやっています、もう少しお勉強したいなという気持ちもありますけれども、町田市は本当に事細かく、それから回数も多く、情報公開・個人情報をしっかり守っているということなので、これからはシステムが変わっても、これまでのスタンスは変わらずに続けていってほしいなと思います。どうもありがとうございました。

風 間 町田市身体障害者福祉協会から代表として出ている風間です。長きにわたり、皆さんとともに個人情報について大変勉強させていただきました。我が協会の会員が160人ほどいまして、身体障害者の会でもありますので、個人情報というものはすごく大事だなと思って、日々漏れないよう、名簿も今出しておりませんし、これからは情報が漏れやすい会なので、きちっと守れるよう頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

手 島 町田市立中学校PTA連合会から参っています手島です。6月よりお世話になりました。ふだん市役所に全く用事はありませんけれども、こういう機会をいただけて、よい経験になりました。ありがとうございました。

会 長 最後になりました。町田市はこの審議会、1989年に始めて、それから34年目になりますか。その間、長きにわたりまして、先ほど島田委員がおっしゃったように、この審議会は年11回の開催をしてきたということ、大変大きな実績であったと思いますし、また、町田市の歴史に残る1つのものとして今後も伝えていかなければいけないと思います。

私自身のことを考えますと、たまたまスウェーデンの政治行政を研究することを学生時代に選んだ結果としまして、個人情報保護、あるいは情報公開ということに出会ってしまったと。それで、思い起こせば1980年代、昔々になりますけれども、埼玉県で個人情報についてのフォーラムをやることになり、スウェーデンから責任者を招いて講演を行ってもらって、そのときの司会をやったということが私が個人情報保護と積極的に関わるきっかけでございました。

それからもう何年になりますか、40年ぐらいたっているということで、いろいろと物事は期せずして動いていくものでありますけれども、この問題、情報公開にし

でも、個人情報保護にしても、公務員の方々の積極的な協力がないと実際にうまくいかない。市民のための行政をどういうふうに進めていくかということが、我々市民と、それから、実際に仕事をしていらっしゃる公務員の方々の共通の課題として、今後ともよりよいものになっていくように期待したいと思って、私のコメントとさせていただきます。どうも本当に長い間ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

事務局 私から最後に皆様に。皆様、おっしゃっていただいたとおり、ちょうど元号が昭和から平成に変わったところから出発をしております。そこから本当にほぼ毎月開催をして、こういう積み重ねのあったこの審議会なんですけれども、ここの4月1日で1つの節目を迎えることになります。

私自身も市役所の中で仕事をして、個人情報といえはこういう審議会でのいうところだったので、自分自身も少し戸惑いがあるところではございます。こうして30年以上、年に11回の会議を重ねて、積み重ねていただいたことがまさに町田市にとっての財産だと思っております。これは会議のやり方、形は変わりますけれども、しっかりこれを市政情報課の職員として引き継いで、4月以降も情報公開・個人情報保護の事務に当たってまいりたいと思います。

皆さん、どうも本当にありがとうございました。お世話になりました。

会長 では、これをもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時57分閉会